

長 寿 第 1 2 6 号
令和2年 4月17日

各関係機関の長 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長

令和2年度介護支援専門員実務研修受講試験の実施について（通知）

本県保健福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和2年3月24日付け、老振発第324第1号による厚生労働省老健局振興課長通知及び岡山県介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱に基づき、次のとおり実施しますので、貴団体関係者への周知をよろしくお願いします。

記

1 試験期日等

- (1) 試験期日 令和2年10月11日（日） 午前10時試験開始
- (2) 試験会場 岡山大学 津島キャンパス（岡山市北区津島中1-1-1）
- (3) 受付期間 令和2年 6月22日（月）～令和2年 7月 3日（金）
状況により変更の可能性あります。
- (4) 合格発表日 令和2年12月 2日（水）
- (5) 正答番号及び
合格基準の公表日 令和2年12月 2日（水）

2 その他

- (1) 試験期日等の概要は、令和2年 5月12日（火）から当課ホームページに掲載します。
URL : <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/35/>
- (2) 受験要項は、令和2年5月21日（木）から当課、各県民局・地域事務所及び各市町村の介護保険担当窓口等で配布予定です。

担当 岡山県保健福祉部長寿社会課 長寿社会企画班 水田 TEL : 086-226-7326（直通）

岡山県介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱

1 目的

岡山県介護支援専門員実務研修受講試験（以下「試験」という。）は、介護保険制度の要となる介護支援専門員を養成するため、介護支援専門員として必要な専門的知識と技術を習得させる介護支援専門員実務研修（以下「研修」という。）の実施に先だって、研修の受講希望者が、一定水準の基礎的知識及び技能を有していることを確認するために、介護保険法第 69 条の 2 第 1 項に基づき実施する。

2 実施主体

岡山県

3 対象者

介護保険法施行規則第 113 条の 2 に定める実務の経験を有する者

4 実施方法

- (1) 受験の受付については、別に定める。（受験要項）
- (2) 試験の実施については、別に定める。（試験実施要領）

5 受験手数料

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例第 2 条第 117 号に定める額（9,220 円）

6 試験事務局

保健福祉部長寿社会課内に置く

附則

この実施要綱は、平成 19 年 5 月 28 日から施行する。

附則

この実施要綱は、平成 26 年 4 月 30 日から施行する。

附則

この実施要綱は、平成 31 年 4 月 30 日から施行する。

附則

この実施要綱は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

令和2年度岡山県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 介護支援専門員実務研修受講試験の実施は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号老健局長通知）の別添「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」及び岡山県介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(試験事務の基本方針)

第2条 試験は次により実施する。

- (1) 日時 令和2年10月11日（日）午前10時から
- (2) 場所 岡山大学 津島キャンパス（岡山市北区津島中1-1-1）

(試験問題作成等事務)

第3条 試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び合格基準の設定に関する事務を、厚生労働大臣の登録を受けた試験問題作成機関との委託契約書に基づき、当該登録試験問題作成機関に行わせるものとする。

第2章 受験申込書の受付等

(受験申込書の受付)

第4条 介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書（以下「受験申込書」という。）は、令和2年6月22日（月）から令和2年7月3日（金）までの間に提出されたものに限り、受け付けるものとする。（状況により変更の可能性あり）

(実務経験証明書の省略について)

第5条 平成30年度又は令和元年度において行われた岡山県介護支援専門員実務研修受講試験を受験した者であつて、令和2年度において試験を受験しようとする者については、平成30年度又は令和元年度における受験票又は試験結果通知書を提出することにより、実務経験証明書の提出に代えることができるものとする。

(試験問題の運搬、保管)

第6条 試験問題の運搬、保管等は長寿社会課が確実に秘密を保持することができる方法により行うものとする。

第3章 試験の実施等

(試験本部の組織等)

第7条 試験本部の組織及び試験監督員の職務等について必要な事項は、別に監督要領に定めるものとする。

第4章 受験手数料

(受験手数料の収納)

第8条 受験申込者が納付する受験手数料の収納は、岡山県収入証紙の貼付により行うものとする。

第5章 雑則

(帳簿及び書類の保存期間)

第9条 次の各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、岡山県文書保存分類表等の規定に基づき行うものとする。

- (1) 受験成績台帳
- (2) 受験申込書及び添付書類
- (3) 答案
- (4) その他帳簿及び書類

(試験実施の細則)

第10条 この実施要領に定めるもののほか、試験事務の実施に関し必要な事項は、知事が定める。